

Q & A

- ① 申請は、会社全体として行うべきか？それとも店舗ごとに行うべきか？
→ 店舗ごとに申請してください。
- ② 本社が高山市外にあっても、店舗が市内にあれば申請できるか？
→ 市内で事業を実施している場合は、申請可能です。
- ③ 複合業種の場合（例えば、食品小売業と飲食店の両方を経営している場合等）は、チェックリストはどの部門で申請すべきか？
→ どのチェックリストでも申請していただけます。ご自由に選択ください。
- ④ 飲食店を経営しており、「飲食店、ホテル、旅館部門」のチェックリストでは8項目を満たしていないが、「その他」のチェックリストであれば満たすという場合、申請することは可能か？
→ 申請可能です。「その他」のチェックリストを添付して申請してください。
- ⑤ チェックリストには、10項目の他にア～エといった複数の項目があるが、これらを全て満たさないといけないということか？
→ ア～エといった項目は、個別取組項目について、それぞれ具体例を示したものになりますので、各項目でいずれか1つでも実施していればOKです。
項目に無い取り組みであっても対象となる場合がありますのでご相談ください。
最終的には、黄色のセルのうち8個以上にチェックがあれば認証対象となりますが、このチェックリストの内容を市のホームページで公表しますので、その点も踏まえて作成ください。
- ⑥ 共通項目1の「独自のごみ減量化目標の設定」というのは、どれくらいの目標を設定したら、有効と判断されるか？
→ ごみの量は、沢山削減出来るという事業所もあれば、現時点で既に減量化に取り組んでおり、今後削減できる量は微量だという事業所もあるかと思しますので、一律の基準は設けていません。
各社、まずは現在のごみ排出量を数値で把握していただき、それを1年後にはどれくらいに削減するか？という目標設定をするだけで結構です。なお、次年度の初頭に実績報告をしていただくこととなりますので、実現可能な範囲の目標を設定してください。（例えば、令和4年度は可燃ごみを40袋排出したが、令和5年度は38袋の排出を目標とする。など。）
各社の目標設定の目安として、高山市ごみ処理基本計画に「令和8年度末までに、市内の事業系ごみの量を予測値よりも5%削減」という目標を掲げていますので、参考にしてください。（5%以上削減する目標でないと無効というわけではありません。）

⑦ チェック項目の事実確認というのは、どのような方法を想定しているか？

→ 社内の貼紙、店内のポスター、自社のホームページ、SNSでの発信記録の写真等を想定しています。その他、広告チラシや従業員への周知文書の写し等も有効です。

市が事実確認できるよう、どの項目を確認するものであるのか、わかりやすく取りまとめて提出してください。なお、場合によっては、聞き取り調査や現地確認をさせていただく場合もありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

⑧ 関連図に書いてある「ロゴマークの使用許可」というのは、どういうものか？

→ ロゴマークというのは、認証看板のデザインを基にしたものになります。認証事業所は、このロゴマークを自社の商品や広告、ホームページ上などで表示していただけますので、お客さまに対して、高山市の認証事業所であることを積極的にPRして行ってください。

⑨ 環境配慮行動促進事業補助金はどうやったら貰えるのか？

→ まずは、飛騨信用組合さまが実施している「グリーンライフ in 飛騨」という事業にお申込みいただく必要があります。補助金の申請方法等については、飛騨信用組合さまが代行して手続き等をしてくださいます。詳しくは、市ホームページの「環境配慮行動促進事業補助金について」のページをご確認ください。